

情報 あらかると Information

お知らせ

経営所得安定対策の交付申請書の受け付けを開始

水田農業などに携わる農家の皆さんの経営安定を図るため、交付金を交付します。

■対象Ⅱ米、転作作物および畑作物(麦、大豆、ソバ、菜種) を作付け・販売する農家

■申請方法Ⅱ5月下旬に市農業再生協議会から送付する交付申請書を提出。申請場所と日程は、交付申請書に同封してご案内します。※畑のみで畑作物を作付け・販売する農家で昨年度に申請していない場合は、申請書類を送付して

いませんのでお問い合わせください。 ■申請期限Ⅱ6月30日

■問い合わせⅡ東北農政局岩手支局奥州駐在所(☎☎3918)、本庁農政課農産係(内線367)

多面的機能支払は農業者の活動を支援します

農業や農村の多面的機能(国土や自然環境の保全、水源の養成、美しい風景の形成など)を守るため、農林水産省では、農地維持などの共同活動を行う農業者団体などを交付金で支援します。詳しくはお問い合わせください。

■交付金の種類

中山間地域等・環境保全型農業直接支払交付金

農地や農村環境の保全のため、共同で活動する組織に対して支援します。詳しくはお問い合わせください。

前沢区で水道管の洗浄作業を実施します

前沢区内の水道の黒水(マンガン)を除去するため、配水管の洗浄作業を行います。作業中は断水になりますので、該当する人には事前に連絡します。水道水に濁りが発生しないよう慎重に作業を行います。水道部へご連絡ください。

■期間Ⅱ5月下旬〜9月中旬(金土日祝および8月11日〜20日を除く)

■対象地区Ⅱ前沢区市街地、前沢地区白鳥の一部、古城地区の一部※図参照

■問い合わせⅡ水道部工務課維持係(☎☎4906)



水道メーターの交換

水道部では、製造から一定期間経過した水道メーターを順次交換します。対象者には通知書を送付し、作業は市が委託した業者が行います。

■交換期間Ⅱ6月〜12月

■費用Ⅱ無料

■問い合わせⅡ水道部工務課給水係(☎☎4905)

森林の伐採、開発には手続きが必要で

森林を伐採や開発するとき、事前に届け出や許可申請などの手続きが必要です。伐

- 奥州市役所 所在地
 - 本庁・水沢総合支所 〒023-8501 水沢区大手町1-1
 - 江刺総合支所 〒023-1192 江刺区大通り1-8
 - 前沢総合支所 〒029-4292 前沢区字七日町裏71
 - 胆沢総合支所 〒023-0492 胆沢区南都田字加賀谷地270
 - 衣川総合支所(衣川保健福祉センター内) 〒029-4332 衣川区古戸53-1

■公式ホームページ
<http://www.city.oshu.iwate.jp/>

■ラジオ
奥州エフエム放送(77.8MHz)
「おうしゅう伝言板」で
市政についてお伝えします。
放送日時：月曜日～金曜日
①午前8時15分 ②午後0時42分
③午後5時54分
※災害発生時は、随時、災害情報を提供

■税の納期
市県民税(全期・1期)
(納期限：6月30日(金))
納め忘れのない口座振替をご利用ください
◆問い合わせ
本庁納税課収納係(内線341)

■岩手競馬
6月18日(日)
第45回一統記念みちのく大賞典(M1)
馬と人が創る
黄金物語
6/10(日)から
舞台は水沢競馬場に!

禁煙応援事業 チャレンジ The 禁煙!

—28年度禁煙成功者実績 53.8%—

喫煙はがんや心臓病、高血圧、糖尿病などの原因の一つ。未成年や妊婦は特に健康への影響が大きく、受動喫煙によって、周囲のたばこを吸わない人にも影響を及ぼします。市は、禁煙したいと考えている人を支援します。健康で長生きするため、この機会に「禁煙」にチャレンジしてみませんか。

■対象=月1回(全3回)のアンケートに回答できる人
※過去に本事業を利用している人は除く
※禁煙希望者本人からの申し込みを基本とします

■支援の内容=▶薬剤師による禁煙指導▶保健師からの定期的な応援レター▶約2週間分の禁煙補助剤(パッチまたはガム)の補助※追加購入分は自己負担

■定員=20人(先着順)
■受付開始日=6月1日(日) 午前9時
■問い合わせ・申込先=水沢保健センター(☎☎4511)

電気さくへの接近は危険です!



さわらな!
感電注意

野生動物の侵入や家畜の脱出を防ぐために、田畑や牧場などに設置されている電気さく。接触による死亡事故が発生していますので、むやみに触れたり近づいたりしないよう十分に注意してください。

■問い合わせ 本庁農地林務課農村保全推進室(内線372)

- 電気さくを設置している人へ**
適切な設置や安全管理が求められています。次の事項について早急に点検してください。
- 30ボルト以上の電源から電気を供給するときは、電気用品安全法の適用を受ける電源装置を使用すること。人が立ち入る場所に設置する場合は、危険防止のために、15ミリアンペア以上の漏電が起こったときに0.1秒以内に電気を遮断する漏電遮断器を設置すること。
 - 周囲の人が容易に視認できる位置や間隔、見やすい文字で危険表示を行うこと。
 - 設置後は、断線や草木などによる漏電がないか定期

- 的に点検を行い、安全を確保すること。
- 電気さくの設置をお考えの人へ**
人に対する危険防止のために、電気事業法で設置方法が定められています。満たさなければならない主な基準は次のとおりです。
- 危険であることを知らせる表示をすること。
 - 出力電流が制限される電気さく用電源装置を使用すること。
 - 漏電遮断器を設置すること。
 - 開閉器(スイッチ)を設置すること。